

平成 29 年度 第 1 回愛媛県国民健康保険運営協議会 結果概要

○開催日時 平成 29 年 7 月 13 日（木） 10：00～

○開催場所 愛媛県庁第二別館 5 階第 7 会議室

○出席委員数 8 名（全委員数 11 名）

○次第及び内容

1 開 会

2 保健福祉部長あいさつ

3 会長選出

会 長：岡本直之委員

職務代理者：甲斐朋香委員

4 議 題

（1）会議の公開・非公開について
公開することに決定

（2）国保制度改革の概要について（資料 3）

【甲斐委員】

県内市町においては、医療費や所得などの水準に格差があるが、これらの格差を均す方向で納付金は算定するのか。

【事務局】

医療費水準等の格差を無視して納付金を算定した場合、現在、医療費水準が低い市町などの負担が増し、結果、その市町の保険料水準が急激に増加する恐れがあるため、統一に優先して医療費の適正化や財政の健全化に取り組む方向で市町と調整を進めている。

【甲斐委員】

その方向性に賛同する。

（3）国保制度改革に向けた県内協議の状況について（資料 4～6）

① 国保事業費納付金について

② 国保運営方針について

【古川委員】

医療費適正化の関係で、国が生活保護世帯における後発医薬品の利用促進を推奨しているが、市町村によって取組みに差があると聞いている。本県の進捗状況はどうか。

【事務局】

生活保護世帯は、国民健康保険制度の枠外となるため、担当課に確認のうえ個別に回答する。

【天野委員】

後発医薬品の利用促進について、具体的にはどのような取り組みを行っているのか。

【事務局】

運営方針への記載を検討している内容として、後発医薬品の使用割合や薬剤費額の状況といった現状把握、後発医薬品の使用状況を性年齢別に類型把握したうえでの目標設定、差額通知実施後の後発医薬品への切り替え状況の確認、といったものがある。

【天野委員】

差額通知は行っているのか

【事務局】

各市町で行っている。

【天野委員】

差額通知は各家庭に送付されているのか。

【事務局】

各家庭に送付される。

【中西委員】

運営方針に糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況があるが、糖尿病の医療費が相当にかかっているということか。

【事務局】

糖尿病は、人工透析導入患者の原因疾患の4割と最多を占めている。人工透析が必要になると、極めて高額な医療費が発生し、国保財政に大きな影響を与えるため、国では、糖尿病性腎症の重症化予防に力を入れおり、本県も、国の方針に沿って「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を県医師会等と連携して本年3月に策定し、市町と医療機関が連携した取組みを推進している。

【岡本会長】

糖尿病性腎症の重症化予防事業は、市町が行う保健事業の中に含まれるのか。

【事務局】

保健事業に含まれる。

【甲斐委員】

後発医薬品の安全性は担保されているのか。

後発医薬品は、原材料に不安があるとの声も聞いている。

何か対策はとっているのか。

【事務局】

保険適用される以上、国において安全性は確認されていると考えている。

また、後発医薬品に関しては、安全安心である旨の啓発も行っていきたい。

【中西委員】

運営方針については、国のガイドラインに基づいて作成していると思うが、愛媛県の特徴的な部分はあるか。

【事務局】

特に重要な箇所は、納付金の算定に医療費水準を反映するかどうかであり、本県では、医療費水準を最大限に反映するという方向で調整を進めている。

また、保険料率を統一するかどうかという点も重要な点で、本県においては、すぐに統一すると被保険者への影響が大きいため、保険料率の統一に優先して医療費の適正化等に取り組む方向で調整している。

【山下委員】

標準保険料率は3方式とあるが、県内には4方式で賦課している市町もある。この場合、標準保険料率はどうなるのか。

【事務局】

県が示すのはあくまでも標準保険料率で、あるべき住民負担を見える化するためのものである。市町は、標準保険料率を参考にして、実際に被保険者に賦課する保険料率を決定することとなる。

なお、標準保険料率は3方式であるが、実際の賦課方式が4方式の市町については、4方式での標準保険料率についても県は提示することとなる。

【山下委員】

県内に保険料方式と保険税方式の市町がある。収納率向上のためには料を税にすることも考えられるが、料でも差押えはできるのか。

【事務局】

保険料でも差押えは可能である。

【山下委員】

料・税は市町で選択できるのか。

【事務局】

市町判断で選択可能である。

(4) 今後のスケジュール（資料7）

（意見等なし）

5 閉 会